

平成 21 年 12 月 3 日

関係各位

更生会社 トミヤアパレル株式会社
管財人 佐藤 順哉

更生計画案提出期限伸長のお知らせ

平素は、トミヤアパレル株式会社（以下更生会社という。）の会社更生手続きにつきまして格別のご配慮を賜り、誠に有難うございます。

さて、更生会社の会社更生手続きにおける更生計画案の提出期限について、東京地方裁判所の決定により下記のとおり伸長することとなりましたので、お知らせいたします。

当職といたしましては、更生会社の事業全体を支援するスポンサーが現れなかったため、更生会社の主力事業を別々の譲渡先に事業譲渡した上で、更生会社を清算することを内容とする更生計画案を立案する方針ですが、ご案内のとおり主力事業について譲渡契約を締結したものの、譲渡に向け鋭意交渉中の事業及び事業資産も残っており、当初予定の日程で弁済計画を含む更生計画案を策定することは困難と判断されます。そのため、更生計画案の提出期限の伸長を申し立てた次第です。

今後ともこれらの事業譲渡に注力してまいり所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 管財人が更生計画案を提出すべき期間

平成 22 年 4 月 28 日まで (変更前 ; 平成 21 年 1 月 25 日まで)

(2) 更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間

平成 22 年 3 月 31 日まで (変更前 ; 平成 21 年 1 月 11 日まで)

以上